

令和 5 年 6 月 1 2 日

令和 5 年度第 1 回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

2 報 告

3 議 題

(1) 生ごみ資源化施策の方向性について

(2) プラスチック資源循環促進法に係る対応について

4 その他

生ごみ資源化施策の方向性について

市立小・中学校、保育園で発生する給食生ごみの資源化・堆肥化事業については、平成19年3月の二枚橋焼却場の全炉停止以降、各学校、保育園への生ごみ乾燥処理機の設置とあわせ、学校給食の残渣やその調理くずを肥料化実験の対象として整理し、およそ15年が経過しようとしています。

その間、食品リサイクル堆肥の製品化が進み市場性が認められるなど、有機性資源の循環システムが確立されてきていることを受け、平成27年3月には老朽化が進む生ごみ乾燥物肥料化実験施設の閉鎖とあわせ、小金井市食品廃棄物肥料化等事業検討委員会を休止し、生ごみ乾燥物をリサイクル堆肥資材として製造者に売却の上、製品化されているリサイクル堆肥を購入する方法へと転換してきました。

一方で、経年劣化が進む生ごみ乾燥機や市内農家や市民の皆さんへの無償配布とすることの意義については見直しが進んできていない点もある中、新たな生ごみ資源施策について、様々な視点を持って見直しに着手することを提案するものです。

記

1 新たな資源化施策の検討・方向性

- (1) バイオガス発電
- (2) 堆肥化
- (3) エコフィールド（飼料化）

2 新たな資源化施策で達成を目指す項目

- (1) 小金井市気候非常事態宣言を受け、市内で発生するCO₂を抑制
⇒電動生ごみ処理乾燥機の撤去による消費電力の削減
- (2) 食品リサイクル堆肥の無償配布の在り方
⇒製品化された食品リサイクル堆肥（完熟肥料）無償配布の縮小・終了

(3) 安定的かつ適正な食品リサイクルルートの確保

⇒多摩地域内民間処理施設の活用

(4) SDGs教育の強化・推進

児童に身近なところからの環境学習への貢献度の向上

3 新たな資源化施策の実施目標

令和6年4月1日

4 今後の調査・検討事項

(1) 処理見込み量の把握及び受入可能な民間施設の調査

(2) 所要経費の把握

(3) 実現可能な施策の検討

プラスチック資源循環促進法に係る対応について

当市では、材質が100%プラスチックの製品を「プラスチックごみ」として分別収集しており、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく分別収集物として、プラスチック製容器包装（以下「容リプラ」という。）についての再商品化業務を、国の指定法人である（公財）日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）に委託している。

他方、中間処理過程で選別された容リプラ以外の製品プラスチック（以下「製品プラ」という。）を含むプラスチック残渣については、浅川清流環境組合へ搬入して焼却処理している。

このたび、プラスチックごみ問題、気候変動問題等の社会問題への対応を契機として、特に製品プラについて国内におけるプラスチック資源循環を促進する観点から、令和4年4月より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行された。市町村は、家庭から排出されるプラスチックごみの分別収集（容リプラ・製品プラの一括回収）、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう取り組むことが求められている。

令和5年度からは、プラスチック資源循環促進法32条に基づき、製品プラに係る分別収集物の再商品化業務についても、容リ協会に委託できるようになったところであるが、当市では令和7年4月に「資源物処理施設」が本格稼働する予定であるため、施設の整備状況にあわせて、製品プラの処理方法について見直しを行うことといたしたい。

1 見直し内容

(1) 製品プラスチックの処理方法

現状	見直し後
1 プラスチックごみとして収集	1 プラスチックごみとして収集
2 野川クリーンセンターにて積替・保管の後、民間施設へ搬送	2 資源物処理施設にて中間処理 ※禁忌品等を選別後、容リプラと製品プラを混合ベール化
3 民間処理施設で中間処理 ※容リプラのみベール化、製品プラは残渣とともに選別	3 <u>容リ協会が指定する再商品化事業者に引き渡し、再商品化</u>
4 <u>浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設にて焼却処理</u>	

※あくまでも収集後の処理方法の見直しであり、現行のプラスチックごみの収集品目は変更しない。

(2) 処理費用

現状は、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設にて焼却処理しているため、処理費用については「浅川清流環境組合負担金」に含有されている。

一方、製品プラの再商品化費用については100%自治体の負担となるため、プラスチック資源循環促進法に基づき、製品プラの再商品化を実施する場合には、市町村の処理費用は増額となる見込みである。

2 実施時期

令和7年2月上旬より（「資源物処理施設」の試運転にあわせて実施）